

こどもの国協会役員等報酬等支払規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人こどもの国協会（以下「協会」という。）の定款第8条及び第21条に規定する役員及び評議員の会議等出席等に係る報酬及びその交通費等の実費支払に関して定めることを目的とする。

第2条（役員等）

この規程の役員等とは、協会の理事（常務理事及び常勤理事を除く。）、監事、顧問及び評議員をいう。

第3条（報酬等）

この規程の報酬等とは、協会の理事会及び評議員会等に出席等した役員等に対して支払う報酬及び旅費をいう。

第4条（報酬等支払基準表）

報酬等の支払は、「役員等報酬等支払基準表」に定めるとおりとする。

第5条（支払方法）

報酬等は、職務執行があったとき以降において、速やかに支払うものとする。

2 報酬部分については、原則として源泉所得税相当額を控除して支払うものとする。

附則 施行期日

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附則 施行期日

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附則 施行期日

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 施行期日

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附則 施行期日

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

役員等報酬等支払基準表

1. 報酬

- (1) 理事会、評議員会及び研修会等への出席
1回の出席又は1回の出張につき1万5千円（源泉所得税相当額を除く。）
- (2) (1) 以外の、協会の運営に関する会議等への出席
1回の出席又は1回の出張につき2万5千円（源泉所得税相当額を除く。）
- (3) 監事が監査業務に従事
監査業務に従事の都度5万円（源泉所得税相当額を除く。）

2. 旅費

交通費等の額は、協会の職員旅費規程により算定した額とする。
ただし、片道50キロメートル未満の場合にあっては、原則としてこれを支払わないものとする。